

ベーシックインカムと給付付き税額控除 —デジタル・セーフティネットの提言—

森信 茂樹^{*1}

要 約

パンデミックを経験して、国家が無条件に最低限の生活を保障する給付を行うベーシックインカムの議論が世界的に広がり運動体も形成されている。リベラル思想に加え、リバタリアンや新自由主義者、さらにはシリコンバレーの起業家からも支持を集め、先進諸国や自治体の一部で社会実験も行われた。しかし現実の政策となるには、勤労に与える影響の評価と政策を実現するための財源問題の2つが障害となっている。

一方、問題意識を共有しつつ、勤労を条件として減税・給付により勤労インセンティブを高める給付付き税額控除（refundable tax credit）が欧米で導入され一定の成果を上げている。ワークフェア思想のもとで、就労支援策などの積極的労働政策を支える制度だ。英国のユニバーサル・クレジットは、所得情報をリアルタイムで社会保障給付と連携させ、効果を上げている。わが国でもデジタル技術の活用により所得情報と給付をつなげる「デジタル・セーフティネット」の構築に向けて検討すべきだ。

キーワード：ベーシックインカム，給付付き税額控除，ユニバーサル・クレジット，リアルタイム・インフォメーション，マイナンバー，デジタル・セーフティネット

JEL Classification：H00，H3，H5

I. はじめに—コロナ禍，AI 発達などで変わるセーフティネット

AI（人工知能）の急速な発達やパンデミックの発生など急激な経済社会の変化の下で、国民と国家のあり方も変貌しつつある。それを受けて、社会のセーフティネットのあり方が変わりつつある。代表例の一つが、国家が無条件に、つまり勤労するかどうか、所得・資産があるかどうかにかかわらず、最低限の生活を保障するための給付を行う制度であるベーシックインカム（ユニバーサル・ベーシックインカム、

UBI）議論の盛り上がりである。

これまではリベラル思想の系譜にある社会思想ととらえられてきたが、最近では、現実の政策として導入すべきだという議論が世界的に広がり、欧州ではベーシックインカム欧州ネットワーク（BIEN）という運動体まで形成され啓蒙活動が行われている。また先進諸国や自治体では、さまざまな態様のベーシックインカムを試験的に導入してその成果を検証する社会実験

* 1 東京財団政策研究所研究主幹

が行われており、各国の政党が公約に取り入れるなどの広がりを見せている。

興味深いのは、普遍主義を主張する左派勢力と、小さな政府を標榜するリバタリアンや新自由主義者、さらにはシリコンバレーの起業家など多様な勢力からの提言が、いわば同床異夢として併存していることだ。わが国でも、一部野党の選挙公約や新自由主義代表の竹中平蔵氏がベーシックインカムを取り上げる¹⁾動きが出てきている。

しかし現実の政策としてベーシックインカムを導入するに当たっては、さまざまな課題を乗り越えていく必要がある。とりわけ大きな問題は、勤労に与える影響と政策を実現するための財源問題の2つである。

一方、ベーシックインカムの問題意識がある程度共有しつつ、勤労することを条件として減税や給付をすることにより勤労インセンティブを高め、生活の安定を図る政策として、給付付き税額控除（refundable tax credit）が、現実の政策として導入され、成果を上げている。欧米ではこの制度は、勤労を通じて生活の向上を図るワークフェア思想のもとで、職業訓練などによる就労支援策や、人的資本の向上策など積極的労働政策を支える制度として導入されている。

さらに最近では、英国のユニバーサル・クレジットのように、所得情報（税情報）をリアルタイムで社会保障給付と連携させることにより、給付を迅速かつ効果的に行う進化系の給付付き税額控除が出現した。英国ではこの制度の下で、コロナ関連の給付が、迅速かつ本人の申請なしで（プッシュ型）行われたことから、あらためて制度の有用性が注目された。

ベーシックインカムと給付付き税額控除については、「勤労を条件とすかどうか」という点、さらには「所得制限を設けるかどうか」という点で異なっている。この相違については、哲学的に異なると認識する見解と、給付付き税額控除をベーシックインカム導入の第一歩と位置付け現実の代替案として評価する見解とに分かれるが、本稿では公共政策としての実現可能性に重点を置き論じていきたい。

そこで本稿では、まずベーシックインカムが政策課題として取り上げられるようになった経済社会の変化とセーフティネットの必要性を分析する。次に、ベーシックインカムの課題や問題点を検討し、フィンランドの社会実験の評価を概観したのち、給付付き税額控除の現状と課題を整理し、最後に、所得情報と給付をつなげるITシステムの発達の下で、わが国における導入の課題を探ることとしたい。

II. 大きく変貌する社会思想と新たなセーフティネット

II-1. 変貌する経済社会と国家への期待

ここ10年という区切りで振り返ると、わが国を含む先進諸国の経済社会の変化をもたらした要因としては、AIの発達と新型コロナというパンデミック（以下、コロナ禍）の発生の2つが特掲される。さらには、気候変動に伴う大規模な自然災害の発生、ウクライナ戦争を契機

とした物流の混乱や権威主義国家と民主主義国家との分断、シリア内戦など紛争や迫害の多発による移民・難民の増加なども加わり世界の経済社会は大きく変貌している。

このような変化の下で、90年代以降のグローバル化の進展やITの発達が所得・資産格差拡大をもたらし、英国のEU脱退（ブレ

1) 2020年6月2日と7月21日発行の「週刊エコノミスト」の特集記事

グジット) やトランプ政権の誕生というポピュリズムを生みだした。さらに、AIの急速な発達に伴う労働者の雇用不安の拡大や移民への反発が加わり、グローバリズムや新自由主義的な経済政策への懐疑が生まれた。その土壌の下で、コロナ禍が発生し、国民と国家の関係、とりわけ国家の役割に対する国民の期待に変化が生じ、国家が国民のリスクを可能な限り肩代わりする政策の必要性を主張する考え方を生み出した。

とりわけ個人では取り切れないリスクを認識させたコロナ禍は、個人と国家の関係に大きな影響を及ぼし、各国とも、きわめて大規模な給付、財政措置を実行せざるを得なくなった。この一環として、財政政策によって国家の役割を拡大させ、国民の期待を獲得する財政ポピュリズムが芽生え、MMT (Modern Monetary Theory, 現代貨幣理論) の考え方と相まって、あらためてベーシックインカムの主張が目されはじめたといえよう。

そこで、まずはAIの発達やコロナ禍による変化を見、次に財政政策に大きな影響を与えるMMTとバイデノミクスを取り上げてみたい。

II-2. AI 発達のもたらす変化—「ユートピア」か「デストピア」か²⁾

AI (人工知能) の発達は、アルファ碁から始まり、ディープラーニング・自己学習を活用した進化、チャット GPT の出現まで、われわれの想像をはるかに超えるスピードで進化してきた。しかし、それが行きつく社会像については、いまだ定かではない。半分の人が失業するデストピアなのか、半分しか働かなくてよいユートピアなのか、意見の分かれるところである。

2015年に野村総研と英オックスフォード大学マイケル・A・オズボーン准教授らの共同研

究成果として「10 - 20年後に、日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替される可能性が高い」というレポートが公表された³⁾。医療事務員、国・地方の行政職員、スーパー店員、生産現場事務員、ビル清掃員、保険事務員、ホテル客室係など多くの職種が、高い確率(66%以上)でコンピューターに代替される職種として例示され、社会に大きなショックを与えた。

一方で、AIの発達を活用し、人と協力して働く「協働型」ロボットの普及など人手不足に悩まされる経済のボトルネック解消や、IoTや自動運転の普及、さらにはビッグデータを活用した事業の効率化も現実には生じている。

最大の問題は、AIを使いこなす者とそれ以外の者、とりわけ職を失う人との間に、大きな所得・資産格差が生じ、社会の不安定化につながっていくことである。

わかりやすい事例としては、AI関連のスタートアップの経営陣が、株式報酬などを利用して所得を増やす一方で、医者・弁護士・会計士・税理士・大学教授などあらゆる職種やサービスにAIによる格付けが行われ、市場の暴力的な選別の下で格差社会が出現していくことである。

ユヴァル・ノア・ハラリ⁴⁾は、AIの極度に発達した社会を以下のように描いている(筆者要約)。

「AIの発達により、人間を単なるデータの集合体とみるデータ至上主義が台頭して、アルゴリズムがわれわれを支配するような時代がやってくる。そのような社会では、アップグレードされた少数の特権エリート階級が生まれ、残りの大部の者は彼らに支配された劣等カーストになる。そして自由主義のイデオロギーの基盤が崩壊、大衆の時代が終焉し果てしない格差社会が出現する。人間はアルゴリズムに支配されたデータに代わっていき、土塊のように流されて

2) 森信(2019)第9章に加筆

3) 野村総合研究所(2015)「日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に」,
https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf

4) ハラリ(2018)

いく存在になる」と。

安倍内閣の下で策定された「日本再興戦略2016」も、第4次産業革命を奨励しつつ、「既存の枠組みを果敢に転換して、世界に先駆けて社会課題を解決するビジネスを生み出すのか。それとも、これまでの延長線上で、海外のプラットフォームの下請けとなるのか。人口減少問題に打ち勝つチャンスである一方で、中間層が崩壊するピンチにもなり得るものである。」（下線筆者）と述べ、「放置すれば700万人を超える失業者が生じ、うまく対応できても161万人の失業者が出る」という試算も示している。

所得格差や資産格差の拡大は、健全な世論を形成する中間層の二極化をまねき、ポピュリズムの入り込むすきを与え、様々な財政拡張的な政策の主張につながっていく。

II-3. コロナ禍と各国の対応

II-3-1. コロナ禍のもたらす社会思想の変化

もう一つの要因は、2019年末に中国で確認され、2020年1月にわが国にも上陸、3年にわたってわれわれの生活様式を大きく変化させたコロナ禍の発生である。これに対する国家の対応は、ポスト・コロナの経済社会思想に大きな変化をもたらした。

米国では、これまで小さな政府を信条としてきた共和党が、国民全員の生活を直撃したコロナ禍を前にして変貌を遂げ、トランプ大統領は後述するように複数回にわたる経済対策パッケージを提案、これを民主党は駆け引きなく承認した。

英国では、ブレグジットを牽引したボリス・ジョンソン首相が、自らのコロナ罹患後のスピーチで、「社会というものがあった」と発言し、相当規模の給付を行った。英国保守党の伝統的な考え方は、サッチャー元首相の「社会などはない、あるのは個人だけだ」という認識だった

だけに、この変化は人々に驚きを与えた⁵⁾。

II-3-2. 英国、米国のコロナ対策⁶⁾

米国、英国、日本の3か国について、個人に対するコロナ対策給付に焦点を当てて比較してみたい。

米国では、2020年3月以降5度（トランプ政権下4回、バイデン政権下1回）にわたり総額で対GDP比約13%に上る経済対策が策定、実施された。代表的な国民への経済支援である「経済的影響給付金（Economic Impact Payment、所要額は2,930億ドル）」を例にとると、給付額は1人当たり最大1,200ドルで、子どもを有する場合は子ども1人当たり最大500ドルの追加給付がある。一定の所得を超えると所得に応じて給付額が減額され、最終的には給付は消滅する。

所得制限については、単身又は夫婦個別申告の場合、75,000ドルを超えると減額が始まり、99,000ドルを超えると給付は行われない。ひとり親の場合、112,500ドルを超えると減額が始まり、136,500ドルを超えると給付は行われない。夫婦共同申告の場合、150,000ドルを超えると減額が始まり、198,000ドルを超えると給付は行われない。いずれの場合も、一定の所得を超えると5%を乗じた額が給付額から減額されていく。

給付は内国歳入庁（Internal Revenue Service、わが国でいう国税庁）によって実施される。確定申告を行っている場合にはその情報を基に税還付先の銀行口座に振り込まれ、申請は不要である。また、老齢年金などを受給している場合も、受給の際に利用されている銀行振込などで給付が行われるため、申請は不要である。

一方、確定申告を行っておらず、年金等も受給していない場合は、内国歳入庁の電子申告のシステムを通じて個人情報登録する必要がある。銀行口座を登録した場合は銀行振込で、そ

5) グローバリサーチ(2020)「アフターコロナのイギリス社会:3人の英首相スピーチ(ジョンソン, サッチャー, チャーテル)」, <https://globalpea.com/1029/>

6) 国立国会図書館(2020a, 2020b)

れ以外の場合は小切手又はプリペイドカードの郵送によって給付が行われる。

給付に際しては、社会保障番号により一元的に管理されている納税情報等が利用されたため、多くの対象者は申請が不要の「プッシュ型」の給付が迅速に行われた。

バイデン大統領も「米国家族計画 (American Families Plan)」で、中間層への子育て世帯への支援 (児童税額控除の拡充) や低所得の単身・子どもなし世帯への支援 (勤労税額控除の拡充) など 10 年間で 18 兆ドル (約 200 兆円) 規模の対策を同様の方法で実行した⁷⁾。

英国では、2020 年 3 月以降、対 GDP 比約 24% に上る経済対策が実施された。2020 年 7 月の雇用経済対策「Plan for Jobs」では、後述するユニバーサル・クレジット制度の下で整備された、番号で国民の所得情報や銀行口座を把握するインフラを活用して、困窮者やフリーランスに直接給付を行った。米国同様、原則申請をしなくても、政府が見つけ出して対象者の口座に給付金を振り込む「プッシュ型」である。

II-3-3. わが国の対策 特別定額給付金⁸⁾

わが国でも、2020 年 4 月から、国民全員へ 10 万円を給付する特別定額給付金などが実施された。2020 年 4 月と 5 月、2 度の補正予算により、総事業規模は約 233.9 兆円 (財政支出は約 120.8 兆円)、対 GDP 比で約 42% の対策となった。

特別定額給付金は、住民基本台帳に記載されている者を対象に、市区町村が実施主体となり国の予算で行われた。給付額は 1 人 10 万円で、非課税所得である。申請は、原則として郵送又はオンラインで行われた。オンラインによる申請は、受給権者 (世帯主) がマイナンバーカードを保持している場合のみ利用可能である。給付は世帯単位で行われ、原則として申請者 (世

帯主) の本人名義の銀行口座へ振込まれた。

オンラインによる申請については、マイナンバーカードの取得やパスワードの再設定などの混乱が生じた。またマイナンバーカードは本人確認のためだけに利用され、住民基本台帳と連携していなかったことから、市区町村は、申請された情報が正しいかどうかを確認するため、住民基本台帳との照合作業に追われた。

給付までに時間がかかったこと、オンライン申請をめぐる混乱が生じたこと等が指摘され、あらためてプッシュ型給付や行政のデジタル化の必要性が認識された。その後 2021 年のマイナンバーの改正法によりマイナンバーと銀行口座の紐付けなどが行われたが、いまだ一部にとどまっている。

II-4. 財政ポピュリズムとしての MMT

II-4-1. MMT とは

わが国で手厚いコロナ関連の財政支出が行われたが、その背景として、国債発行をしても国民の資産となるので将来世代の負担にはならない等の MMT の考え方が影響を及ぼした。政策の最高責任者であった安倍総理の安倍回顧録⁹⁾には、「財務省の発信があまりに強くて、多くの人が勘違いしていますが、さまざまなコロナ対策のために国債を発行しても、孫や子に借金を回しているわけではありません。日本銀行が国債を全部買っているのです。日本銀行は国の子会社のような存在ですから、問題ないのです。信用が高いことが条件ですけどね。」「国債発行によって起こりうる懸念として、ハイパーインフレや円の暴落が言われますが、現実には両方とも起こっていないでしょう。インフレどころか、日本はなおデフレ圧力に苦しんでいるんですよ。財務省の説明は破綻しているのです。もし行き過ぎたインフレの可能性が高まれば、直ちに緊縮財政をおこなえばいいわけで

7) 森信 (2021b)

8) 総務省「特別定額給付金 (新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)」,
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

9) 安倍 (2023) pp.52-53

す。」という発言が記されている。

MMTが米国で唱えられ始めた背景には、元財務長官サマーズ氏の「長期停滞論」や、イエレンFRB議長(当時)の「高圧経済論」がある¹⁰⁾。

サマーズ氏は、2008年の世界金融危機以降続いた先進国経済の低成長・低インフレ・低金利の状態を長期停滞ととらえ、その原因は需要不足にあるのでこれを防ぐには積極財政、とりわけ公共投資によるインフラ整備が必要であるとした。

これを受けて2016年イエレンFRB議長(当時)は、国内需要が供給を上回る状況を作り出し労働需給のひっ迫やマイルドなインフレをもたらすまで財政拡大(や金融緩和)を継続する「高圧経済」策をとることで、大きな需要が生まれ、企業は投資に積極的になり生産性も上がり雇用も拡大、労働市場がタイトになるので賃金も上昇すると主張した。その後イエレン氏は2020年、バイデン政権下の財務長官に就任し、コロナ対策として巨額のインフラ投資や大規模な子育て支援などの財政出動を実施した。

このような背景の下で一部の経済学者やエコノミストから唱えられ始めたのがMMTである。主唱者の一人であるステファニー・ケルトンニューヨーク州立大学教授は著書¹¹⁾の中で、政府と中央銀行の勘定を一体とみなし、財政赤字拡大に伴う国債の増発分は、それに見合う国民の資産増加額となるという考え方を述べ、公的債務は将来世代の負担にはならないので、自国通貨を発行する権限のある政府は、中央銀行が財政赤字分の国債を買い続けることによって、財政赤字を気にすることなく財政拡大を行うことができると述べている。さらに慢性的な投資不足で民間部門に貯蓄余剰(カネ余り)がある場合、これを埋め合わせる財政出動を行うべきだとしつつ、積極財政の歯止めはインフレ

懸念で、「インフレ率が徐々に上昇し始めたら、議会は増税や歳出削減によって対応すればいい¹²⁾」として、実行するルールをあらかじめ決めておけばいいとする。

「高圧経済」論が、大規模かつ継続的な財政出動により人々の期待を転換させ、「民間主導」で経済回復のシナリオを描いているのに対しMMT論者は、インフレが生じない限り財政出動を継続させるべきだとして、「政府主導」の経済運営を主張する点が異なっている。社会保障の手薄な米国で医療などのセーフティネットを充実させるための巨額財政支出を主張する民主党左派を支える考え方となっている。

バイデン政権の下では、イエレン財務長官の「高圧経済論」と、格差是正や社会保障の拡大を求める民主党左派が担ぐMMTが親和性を持ち、結果大規模な財政政策が行われている。

一方わが国でMMTは、公共事業の拡大を唱える一部の政治家から、財政赤字を気にすることなく歳出を拡大してコロナ対応やデフレ経済脱却のための経済対策を行うことを正当化する文脈で使われている。また自党内に、「財政政策検討本部」(本部長、西田昌司参議院議員)が立ち上がり財政政策に一定の影響力を保持し、異次元緩和の下で大量の国債発行・財政支出を正当化する論理として、このMMTが唱えられている。また一部のベーシックインカム論者もこの流れに便乗している。

II-4-2. MMTの3つの論点¹³⁾

MMTについて、以下3つの論点から問題点を指摘してみたい。

第1番目は財政のワイズスペンディングという論点である。MMTは、「需給ギャップがある限りそれを埋め合わせる財政追加支出をすべき」と主張するが、その考え方のもとでは、「ワイズスペンディング」は機能せず、非効率な政

10) 森信(2022b)に加筆修正した。

11) ケルトン(2020)

12) 同p.91

13) 森信(2022b)

府支出や政府投資につながっていく。

わが国の1990年代の財政政策を見ると、バブル崩壊後、ケインズ政策に基づくカンフル剤としての数次に渡る減税と公共事業追加により、総額120兆円の拡張的財政政策が実行された。しかしわが国経済をデフレから脱却させることはできず、結果として大幅な財政赤字が残った。

不況対策として大規模かつ継続的に行われた公共投資は、都市部から地方へ、あるいは産業基盤から農業など生産性の低い分野へと広がり、所得再分配的な性格の支出に変わって行き、需要創出効果や投資乗数は大きく減少していった。公共事業を呼び水として民間の投資を呼びこみ地域の生産性を向上させるという供給面の効果は低下し、わが国の潜在成長力の弱体化につながった。投資されたが有効活用されず維持費だけがかさむ道路や空港施設などの国家資産の価値は大きく棄損しており、MMTの主張する「国の借金は国民の資産の増加」とはいえないことを表している。

加えて、国債の増発による財政支出の拡大は、中長期的に民間の資本蓄積を阻害し長期的な経済成長率を引き下げている。市場メカニズムの下で民間にできることは民間に任せ、「市場の失敗」となりがちな分野に限定して国が対応するという役割分担がなくなり、あらゆる分野に公共支出が出ていけば、経済の効率性や民間活力は失われてしまう。

2番目は最大の論点で、インフレへの対応である。

MMTは、財政拡大の唯一の歯止めはインフレとしている。これに関しケルトン氏は、インフレ率が上昇し始めたら増税や歳出削減により対応する必要がある。そのための具体的方法をあらかじめ決めておけばよいとする¹⁴⁾。しかし国会や議会で、インフレ懸念が出始めれば増税や歳出削減の具体策をあらかじめ決めることが可能かという点については大きな疑問がある。

「増税」は所得税なのか消費税なのか、あるいは資産税などの新税なのか、「歳出削減」は社会保障か公共事業か、規模はどの程度なのか、これらをわが国の国会であらかじめ立法化できると考えるのは非現実的だ。

一方で、高圧経済政策を実行する米国では、コロナ対策として導入された大規模な財政追加策が、今日まで続く悪性インフレの一因となっている。エネルギーや一次製品の価格上昇、労働供給不足による賃金上昇と相まってインフレを引き起こしており、FED（連邦準備制度理事会）はインフレ対策として金融引き締めを継続しているが、拡張的財政政策によるインフレが米国経済の不安定要因となっていることをどう考えるべきか。

もう一つ政策のタイムラグという論点がある。わが国を例にとると、高騰する土地価格が社会問題化し対策の必要性が議論され始めたのが1989年、地価税の導入が1992年4月で、この間3年が経過した。地価税が実際に発動された1992年には既にバブルが崩壊し地価は下がり始めており、地価税の対象となった百貨店やホテルなどの経営を一層苦しめる結果となり、1998年の税制改正で凍結された。

米国で見えてきたように、インフレは一気に加速するので、インフレの兆しが見え始めたら対策を講じればよいというのでは間に合わない。わが国のMMT論者でこの点（インフレが生じた場合の歯止め）に触れている者は皆無である。

3番目の論点は、国家への信頼という観点である。MMT論者は、「通貨主権のある限り国債を発行してもインフレは生じない」と主張するが、通貨主権のある国でも、制限なく国債発行（財政赤字）を続ければ、国債の買い手はなくなり、国家や通貨に対する信認が失われ、通貨主権そのものが失われていく。

MMT論者は、「わが国ではこれまで巨額の国債を発行してきたが金利は上昇していない、流動性のわなに陥り金融政策が機能しない中、

14) ケルトン (2020) p.91

いまだデフレ脱却にもがく現状を脱却するため残された政策手段は財政拡大策しかない」と反論する。

しかしわが国の金利が上昇しない最大原因は、日銀が増発された国債を買い上げる政策をとってきた結果である。すでに日銀ファイナンスを支えてきた巨額の経常黒字や国内貯蓄については変化がみられる。貿易収支はしばしば赤字になり、所得収支の黒字でなんとか経常収支が黒字になっている状況である。今後経常収支の黒字基調が変化し、さらに団塊世代が全員後期高齢者になる2025年に個人貯蓄の取り崩しを始めれば、日銀の国債ファイナンスは限界を迎える。

財務省の試算（「令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」）によると、金利が1%上がると国債費は、翌年から0.7兆円、2.0兆円、3.6兆円と増加していく。2%引き上がると、1.5兆円、4.0兆円、7.2兆円と増加していく。GDPの2倍を超える国債残高のもとで国債費が雪だるま式に増えれば、それを賄うためにさらなる新規国債発行という悪循環に陥る。

賃上げや企業の価格転嫁により経済が正常化に向かいつつある中で財政拡大策を継続することは、国家財政が破綻するかどうかは別として、制御しきれないインフレをもたらす懸念・可能性が高い。

Ⅲ. ベーシックインカム思想と社会実験

Ⅲ-1. ベーシックインカムとは¹⁵⁾

ベーシックインカムとは、国家が「無条件に」最低限の生活を保障するため個人に現金給付を行うという考え方である。「無条件」というのは、所得・資産の多寡にかかわらずということ、勤労しているかどうかを問わないことこの2つを含んでいる。

欧米では様々な論者が主張し、実現に向けた運動体まで存在する政策であるが、わが国では、一部の政党の公約や一部学者のアイデアにとどまっている¹⁶⁾。

従来、貧困撲滅や格差是正などリベラル思想の系譜で提唱されてきたが、最近では、社会保障制度の肥大化を防止し小さな政府を主張するリバタリアンや新自由主義者からも主張されてきた。リベラル派は貧困対策として、新自由主義者は、執行に多くのコストや問題を抱える社

会保障制度をスリム化する考え方からの主張で、いわば同床異夢の状況にある。

この流れに、フェイスブック（現メタ）創業者のマーク・ザッカーバーグ氏やテスラのCEOイーロン・マスク氏など、シリコンバレーの起業家に加わり、経済人の集まるスイスのダボス会議でもテーマとして取り上げられ、広がりを見せている。

わが国では、コロナ禍において国民全員に10万円の給付を行うという特別定額給付を契機に、ベーシックインカムにつなげるべきだという議論が起きた¹⁷⁾。政府がこの給付金の趣旨を、緊急事態宣言の下で人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服するための簡素な仕組みで迅速かつ的確な家計への支援策で、経済対策ではなく連帯への支援と位置づけたことも影響した。

15) バリース他（2022）、スタンディング（2018）等

16) 日本維新の会が政策に掲げる。

17) 所得制限を設けず国民全員に一律給付するというコロナ対策は、G7諸国ではわが国だけで、欧米諸国は対象を低所得者などに限定している。

これまでのベーシックインカムの必要性を主張する根拠・理由はおおむね以下のとおりである。

第1は、リベラル思想に基づくもので、定期的な現金支給によって、すべての人が最低限の経済的安定を確保することが可能になれば、所得格差も改善され、人々に自由と尊厳が取り戻される。あくせく働くことから解放され、文化・芸術活動やボランティアなどにいそしむ人間らしい生活を送ることができる¹⁸⁾。

今日、ギグワーカー（単発の契約で労務やスキルを提供して所得を得る者）、フリーランス、非正規労働者など雇用形態の多様化のもとで所得の不安定な人々が増加しているが、彼らが経済的に安定し、自分の人生を選択する自由を持つことが可能になる。また、健康状態の改善、犯罪率の減少、ホームレス問題への対応といった様々な社会問題にポジティブな影響を与える。生活保護制度には、受給が恥ずかしいというスティグマが付きまとうが、万人が受給するという制度の下では、それがなくなる。より豊かな暮らしをしようと思えば働いて追加的所得を得るという選択肢も残っている、とする。

また、現行の社会保障の下では、一定の所得を得ると給付が減らされることが多く、所得を増やさないと「失業の罫」や「貧困の罫」が生じるが、ベーシックインカムにより、それを取り除くことができるという。この点は、後述する給付付き税額控除とも関連する問題である。

第2に、リバタリアンや新自由主義的な発想¹⁹⁾で、福祉プログラムのスリム化や簡素化につながる点をメリットに挙げる。既存の福祉プログラムの多くは複雑で、管理コストが高いが、ベーシックインカムは、複雑な受給資格基準や官僚主義を必要とせず普遍的な給付を提供するので、社会保障制度が簡素化される、とする。

第3に、シリコンバレーの経営者に代表される見解で、ベーシックインカムにより、AI発達に伴う自動化やテクノロジーの進化による労働市場の変化に対応することが可能となるとする。

AI発達の下で雇用の喪失が懸念されているが、ベーシックインカムは新しい形態の仕事や教育に移行するための経済的手段を個人に与える。AIが効率よく生産しても、それを消費する（できる）者がいなければ経済は成り立たないということも根拠として挙げられる。

またベーシックインカムが保証されれば、個人は経済的リスクを気にすることなく起業や創造的な追求を行うことができ、起業家精神とイノベーションの支援につながるとする。

Ⅲ-2. ベーシックインカム類似の制度と社会実験

現在ベーシックインカムを制度として導入している国はない。米国アラスカ州やアラブ諸国の一部で、石油の産出による経済的利益を州民や国民に還元するという観点から、無条件の生活の補助が行われている例はある。

2016年6月5日スイスで、ベーシックインカム導入の是非について国民投票が行われた。支給水準は、18歳以上のすべての人に対し、毎月2,500スイスフラン（当時の換算レートで27万5,000円、以下同様）、18歳未満の子どもに対してはその4分の1の625スイスフランである。財源については、具体的な付加価値税の増税額などは明示されなかった。国民投票で実施の有無が争われたが、否決され、実施には至っていない²⁰⁾。

一方フィンランドでは、2017年から2018年にかけての2年間、労働市場の変化に対応し、社会保障制度改革の方法について知見を得るためとしてベーシックインカムの社会実験が行われた。

無作為に抽出した失業者（25歳～58歳）2,000人に対して、月560ユーロ（当時のレートで約73,000円。年約875,000円）を無条件に支給し、非支給対象者17万3,000人との比較を行った。

18) パリース他（2022）、スタンディング（2018）等

19) Cholbi et al. (2021)

20) 各国の状況についてはフィリップ・ヴァン・パリース、ヤニック・ヴァンデルポルト（2022）が詳しい。

2020年5月にフィンランド社会保険庁(Kela/Fpa)は社会実験の報告書²¹⁾を公表、受給者の就労参加に与える影響は限定的であったとした。勤労に与えた影響として、12か月間に受給者は平均で6日間多く就労したこと、子どものいる家庭や移民が就労により積極的であったことが観察された。主観的厚生や経済的厚生に与えた影響として、受給者の幸福感、自信は非受給者に比べて顕著に高かった。給付官庁の対

応など役所の非効率の経験も少なかったとした。受給者の生活に与えた影響として、81人について突っ込んだインタビューを実施したが、回答には個々人の職業観や人生観の違いから大きな個性が認められるとされた。結論的には、雇用効果は想定されたより小さかったが、より良い経済的安全保障と精神的健康は確認された。ちなみに実験には財源問題は一切考慮されていない。

表1 世界のベーシックインカムの議論

国	内容
スイス (2016年国民投票否決)	支給水準は、大人に対して毎月2,500スイスフラン(27万5,000円)、子どもに対してはその4分の1の625スイスフランである。財源としては付加価値税の引き上げか、金融取引税の導入で賄おうとしていた。
アラスカ州 (1982年導入済み)	州の居住者全員(1歳以上の赤ちゃんを含む全員)に、1年あたり1,000~2,000ドルを支給。また、州税もない。アラスカ州の主要産業となる石油産業のために州営で運営している石油パイプラインの営業収益をAlaska Permanent Fundという公益ファンドで運営を行い、このファンドの分配金を財源とする。この分配金は、2008年の1,884ドルが過去最高で、平均で1,000ドル未満の金額が分配されてきた。
フィンランド (2017年-2018年導入実験)	フィンランドの全成人から無作為に2,000名を抽出して、2年間にわたって対象者に月額560ユーロ(約7万3千円)を支給。この間、対象者は従来型の社会保障制度の援助の対象から外される。ベーシックインカム制度が導入された場合、既存の健康保険、失業保険、生活保護制度などはすべて廃止される。
フランス (フランス元老院が試験導入を容認)(2017年)	フランス国内の成人約3万人を対象にベーシックインカム制度の試験導入を行うことを予定。支給対象者は、フランスの市民登録が行われている成人であり、現在の最低賃金を上回る所得を支給する。受け取った給付の用途に制約はないが、既存の年金の支給からは除外される。
ニュージーランド (2016年)	ニュージーランドの二大政党の一つのニュージーランド労働党の党首が総選挙でベーシックインカムの導入を政権公約として掲げるかどうか党内で検討。
カナダ・オンタリオ州 (2018年に中止)	オンタリオ州政府は、ベーシックインカム導入に関する法案の提出準備。法案が議会を通過した場合、州民全員に家賃、食費などに利用できる小切手が支給される。

(出所) 各種資料より筆者作成。

Ⅲ-3. 勤労意欲に与える影響

ベーシックインカムが勤労にどのような影響を与えるか、哲学的な考察も含めて議論されている。ベーシックインカムの支持者は、これにより、生活の糧を得るための勤労から解放され、生きがいに通じる仕事を選択できる、基本的な

所得が保証されるので、人々は自分の目標や願望を追求するためのより高い主体性を持つことができる、リスクを伴う経済活動に踏み出したりを促せる²²⁾という。

これに対し、勤労と所得が切り離され、最低限の生活が保障されるのであれば、3K(汚い、

21) YouTubeで報告書の概要を知ることができる。

https://www.youtube.com/watch?v=yBQW1zilxIM&feature=emb_title

22) スタンディング(2018)

きつい、危険)と呼ばれるような仕事,あるいはコロナ禍における医療従事者のようなエッセンシャルワーカーに就く人は少なくなるという見解,そもそも,勤労は自己実現の場という意識が強い者にとっては,ボランティアだけで満足というわけにはいかないという反論がある。また,毎月10万円でそのようなことが可能になるのかという素朴な疑問も生じる²³⁾。フィンランドで行われた実証実験でも,影響は限定的であるとされている。

Ⅲ-4. 財源問題

最大の課題は,財源問題である。

この点について多くの提案者は,既存の税制の負担増,さらには後述する新税の創設などを主張しているが,増税には実現可能性の問題がある。

OECDの報告書²⁴⁾は,ベーシックインカムは,多くの国に存在する格差を是正するのに有効な手段だが,導入するにはきわめて大幅な増税が必要となる,困窮している人々に的を絞った支援ではないため,所得貧困を直接的に削減する費用対効果の高い方法とはならないだろう,としている。

以下,わが国への導入という前提で議論を進めてみたい。

まずは,ベーシックインカムの規模である。個人が最低限の生活を送るためにはGDPの25%の規模が必要とされている²⁵⁾。わが国のGDPから換算すると150兆円で,これを国民全員に現金給付を行うということになると毎月10万円程度の金額になる。必要財源を計算するには,ここから既存の社会保障制度の置き換えによる代替財源を計算し,それを差し引いた残りが必要財源ということになる。

ベーシックインカムの提言を行っている学者

は相当数に上るが,財源メニューを数値で示しているのは,エコノミストの原田泰氏²⁶⁾と学習院大学の鈴木亘教授²⁷⁾なので,彼らの財源案を吟味してみたい。

原田氏の提言は,ベーシックインカムの内容として,20歳以上人口の1億4,902万人に月7万円(年84万円),20歳未満人口の2,260万人に月3万円(年36万円)を支給する。そのためには96.3兆円が必要になる,としている。

その上で財源について,2012年のデータに基づき,以下の案を提示している。

雇用者と自営業者の所得に一律30%の所得税を課す。わが国の雇用者報酬と自営業の混合所得を合わせると256.5兆円なので,一律30%課税をすれば77.3兆円の税収が得られる(所得税の基礎控除は廃止)。現行所得税は廃止されるのでその税収13.9兆円は代替財源となり,それを差し引いた32.9兆円(96.3 - (77.3 - 13.9) = 32.9)が不足財源となる。

一方社会保障などの廃止に伴う代替財源の計算は以下のとおりである。ベーシックインカム導入で不要になる国民の基礎的所得を保障する制度を廃止する。具体的には,老齢基礎年金16.6兆円,子ども手当1.8兆円,雇用保険1.5兆円の合計19.9兆円である。その他,公共事業予算5兆円,中小企業対策費1兆円,農林水産業費1兆円,民生費のうち福祉費6兆円,生活保護費1.9兆円,地方交付税交付金1兆円の合計15.9兆円を削減する。合計で35.8兆円が代替財源となり,ベーシックインカムの導入に不足する32.9兆円を上回るとする。

この前提でミクロの負担を以下のように述べている。

年収600万円の者(未婚,子どもなし)の場合,現行税制のもとでの税金は20万円程度,社会保険料90万円程度であるが,新制度の下では,

23) 森信(2019)

24) James Browne and Herwig Immervoll(2018)

25) パリース他(2022)

26) 原田(2015)

27) 鈴木(2021)

税180万円（600万円×0.3）を負担する一方でベーシックインカム給付84万円を受けられるのでネットでは96万円の負担となり、現在とほぼ同様である、と。

原田試算には様々な疑問がある。そもそも大人7万円、子ども3万円という水準は、現行の生活保護水準（例えば50代の単身世帯で、生活扶助費が8万円程度、住宅扶助費が5万円程度、合計13万円程度）をはるかに下回りベーシックインカムと言えるかどうかという疑問である。また、財源として公共事業予算、中小企業対策費、農林水産業費、地方交付税交付金などの削減を財源としてカウントしているが、ベーシックインカムの導入で代替される社会保障費以外の歳出削減を含めることは、根拠が希薄であり説得力もない。

また中間層の負担についてはほとんど変化がないと試算しているが、超過累進税制を採用するわが国所得税を控除なしの30%均一課税にすれば、高所得者ほど有利になるので、公平の観点から大きな問題が生じる。

一方鈴木氏は、ベーシックインカムの内容を、15歳以上の国民は月額10万円、15歳未満は月額6.6万円、規模は145.0兆円とし、以下の代替予算99.4兆円をあて、財源不足額を45.5兆円と試算している。

代替予算の内訳について廃止する制度と財源を列記すると、生活保護費（生活扶助分、住宅扶助分）1.8兆円、基礎年金（基礎年金給付費＋基礎年金相当給付費）23.9兆円、児童手

当・児童扶養手当2.3兆円、教育無償化1.4兆円、失業等給付1.3兆円、育児休業給付0.7兆円、社会保障関係費（医療保険、介護保険分）15.7兆円、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・社会保険料等控除・利子配当控除等51.2兆円、消費税軽減税率1.1兆円である。

その上で差額の45.5兆円が新たに必要となる財源とし、消費税率換算で21.7%、所得税率換算で23.1%の上乗せとしている。

いずれにしても、わが国で国民全員に一律毎月10万円配るには、120万円×1億2,000万人＝144兆円の財源が必要になる。そのうち社会保障費の廃止で100兆円の代替財源を確保しても、なお40兆円を超える財源が必要となる。これについて、消費税や所得税といった既存の税制の増税、炭素税、酒・たばこへの課税、さらには金融取引に課税するトービntax、ロボットtax²⁸⁾など新税で調達するという提言がある。この努力を放棄し、ヘリコプターマネーやMMTに基づく国債発行を主張する者があるが、これは科学的な提言とは言えない。

このようにベーシックインカムは、財源確保という面で大きな課題が生じ、現実の政策手段とするにはいまだ現実性に乏しいものと言わざるをえない。

そこで、実現可能性という観点から、給付付き税額控除という選択肢が出てくる。ベーシックインカムを主張する者でも、次善の策として給付付き税額控除を主張する者が多く見受けられる²⁹⁾。

IV. 現実的な政策としての給付付き税額控除³⁰⁾

IV-1. 給付付き税額控除とは

給付付き税額控除(refundable tax credit)は、

勤労者に減税（税額控除）と給付を組み合わせ、勤労インセンティブを刺激し、自助努力に

28) Guerreiro et al. (2017)

29) パリース他 (2022) p.310

30) この項は、森信 (2023b) をベースにした。

よる生活水準の向上を図るという考え方（ワークフェア）のもとに、英国や米国をはじめ広く先進諸国で導入されている制度である。

基本的な仕組みは、「一定以上の勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除（減税）を与え、所得が低く控除し切れない場合には還付・給付する。税額控除額は、所得の増加とともに増加するが、一定の所得で頭打ちになり、それを超えると逡減し最終的には消失する」という制度である。ただし、仕組みは各国の事情に応じて異なっている。また、申告時に還付される米国を除き、一定の要件を満たした

場合に給付措置として行われることが一般的である。その意味で、給付付き税額控除³¹⁾という言葉はややミスリーディングといえよう。

基本的なメカニズムは、次の3段階に分けられる。①稼得所得が増加するにつれて控除額も増加する逡増（phase-in）段階、②所得が増加しても控除額が一定になる定額（flat）段階、③所得の増加に伴い控除額が減額される逡減（phase-out）段階である。この給付部分を図に直すと台形になる。現実には、各国の事情により変形されている。

表2 米英ドイツの給付付き税額控除

	米国		英国		ドイツ
制度	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit)	児童税額控除 (Child Tax Credit)	勤労税額控除 (Working Tax Credit)	児童税額控除 (Child Tax Credit)	児童手当
給付の仕組み	税額から控除、控除できない額は給付	同左	全額給付	同左	児童手当について先に給付が行われた上で税制措置の方が有利な場合は児童控除
対象者	低所得勤労者	17歳未満の子どもを養育する中低所得者	低所得勤労者	16歳以下の子ども等を養育する者	18歳未満の子ども等を養育する者
単位	世帯単位給付	同左	同左	同左	同左

(出所) 図説 日本の税制 令和4年度版をもとに筆者作成、英国についてはユニバーサル・クレジットに一本化中

給付付き税額控除の主たる目的は、勤労しても所得が貧困ライン(所得の中央値の半分未満)を越えない場合(いわゆるワーキングプア)や、勤労を始めると税負担や社会保険料負担が生じその分手取りが減ってしまう場合(いわゆるポバティートラップ)に、国が減税や給付を行うことにより、最低賃金でフルタイムで働けば貧困ラインを抜け出せるようにする勤労インセンティブを供与する制度である。欧州諸国では、勤労者の職業訓練の義務付けとセットにするこ

とにより、失業者を労働市場に復帰させる積極的労働政策(Active Labour Market Policy)の一環として導入、活用されてきた。

筆者は、先進諸国の給付付き税額控除について勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit: EITC)、児童税額控除(Child Tax Credit: CTC)、社会保険料負担軽減税額控除、消費税逆進性対策税額控除の4類型に分類してきた³²⁾。

31) 鎌倉(2009)

32) 森信(2008) p.18

表3 給付付き税額控除の4類型

第1類型—勤労税額控除（EITC）	勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援。ポバティートラップ対策。英国ブレア、米国クリントンのワークフェア思想。英国ではトランポリン型社会保障として積極的労働政策と組み合わせられ活用。英国（ユニバーサル・クレジット）やドイツなどでは「給付」になっている。
第2類型—児童税額控除（CTC）	世帯人数に応じ税額控除・給付。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。米国・英国・カナダなどで導入。勤労税額控除より高い所得水準まで適用されている。
第3類型—社会保険料負担軽減税額控除	低所得層の税負担・社会保険税負担を緩和。社会保険料と相殺するので、還付・給付はなし。オランダで導入（韓国も考え方はこの類型）。
第4類型—消費税逆進性対策税額控除	消費税の逆進性緩和策として導入。基礎的生活費の消費税相当分を所得税額から控除、実際は給付。カナダ、ニュージーランドなどで導入。

（出所）各種資料から筆者作成

IV-2. 米国の給付付き税額控除³³⁾

給付付き税額控除の思想の原点となるのは、米国経済学者のフリードマン教授が唱えた「負の所得税」である。この思想をもとに、米国ニクソン政権の下で議論が始まり、1975年フォード政権下で、低所得者の社会保険税負担軽減を目的にEITCが導入された。

導入の狙いは、社会保障税負担の引上げに伴う負担増の軽減と就労の促進で、子どもをもつ低所得層が主たる対象とされた。その後制度の恒久化と数次の拡充を経て、クリントン政権下の1994年から1996年にかけて、福祉受給者の就労を促すという観点から福祉給付の制限とセットで大幅に拡充された。「最低賃金でフルタイムで働いた者がEITCを受ければ、社会保障税課税後所得が貧困ラインを超えていること」³⁴⁾が政策目標とされ、その後1998年に、子どもを有する家庭（特に中低所得世帯）の負担軽減も目的に加えるなど米国最大の貧困対策プログラムへと変貌した。コロナ対策としても活用されたことは先述した。以下、EITCとCTCの概要を説明する。

EITCの特徴は以下の2点である。

第1に、対象を中低所得者に絞るため、控除

税額に逦増・定額・逦減という設計がされていることである。現行の制度は、夫婦2人の場合、夫婦の所得が12,590ドルに達するまで控除税額が逦増する。定額段階では5,036ドルの税額控除（婚姻カップルの場合、夫婦共同申告が条件）を受けられる。その後、夫婦の所得が21,450ドルを超えると控除税額が逦減し始め、45,373ドルで完全に消失する。

次に、適格な子（19歳未満の子又は24歳未満の学生）の数に応じて控除税額が変わる設計がなされている。これは、導入当初の趣旨が、子どもをもつ低所得層の貧困対策であったことに由来している。1994年からは子のいない者についても税額控除が与えられることとなった。2023年現在、単身者の場合の最大控除税額は457ドルであるが、夫婦1人の場合は最大3,050ドル、子2人の場合は5,036ドル、子3人の場合は5,666ドルとなる³⁵⁾。

なお、所得はないが資産を有する者をEITCの適用対象から除外するために、外国所得を得ている者や3,100ドル超の投資所得を得ている者は、EITCを受けることができない。

また1998年に、CTCが、子どもを有する家庭（特に中低所得世帯）の負担を軽減するた

33) 東京財団政策研究所（2010）

34) 内閣府（2002）p.148

35) 子3人の場合の増額は、オバマ政権下で、2010年までの時限措置として設けられたもの。なお、後述の児童税額控除とは異なり、児童が一定数を超えると、控除税額は頭打ちとなる。

めに導入された。適格な子（17歳未満の子）1人あたり、1,000ドルの税額控除が与えられる。EITCと同じように、増・減・減の部分が設けられている。夫婦共同申告の場合、所得が110,000ドル（夫婦個別申告の場合は55,000ドル）を超えると控除税額が減し始める。

EITCについては、支給額全体の2～3割にも及ぶという過誤・不正受給が大きな問題とされてきた。背景には、制度の複雑さに起因する過誤申請や、不正申請（代行業者による組織的なものを含む）等が指摘されている。これらが申請件数の膨大さや申請から給付までの期間の短さと相まって、1件当たりの額は小額ながら、全体として巨額の過誤・不正受給を生んでいる。不正受給対策としては、納税者番号（社会保障番号）を利用した所得情報の捕捉、保健福祉省を通じた子どもの数の確認、ペナルティの導入（過誤申請の場合は2年、不正申請の場合は10年間、EITCの申請を認めない）などが行われている。

IV-3. 英国のユニバーサル・クレジット³⁶⁾

一方英国では、ニューレーパーのもと「第3の道」を標榜するブレア政権時に、勤労を通じて生活の向上を図るというワークフェア思想に基づき社会保障と税制の統合が進められ、その一環として給付付き税額控除が導入された。2003年からは、低所得者の就労促進策と児童を有する中低所得の世帯への支援とに役割分担され、就労要件付きの就労税額控除（Working tax credit）と、就労要件のないCTCに組み替えられた。また、税額控除部分は、所得税との相殺ではなく、税務当局から給付される方式に変更された。

労働党政権の下で貧困・ワーキングプア対策や失業対策として成果を上げたことから、保守党キャメロン政権のもとで、ユニバーサル・クレジット（Universal Credit）として拡充され

た。2010年に「Universal Credit: welfare that work³⁷⁾」において制度概要が公表され、2012年に成立した社会保障改革法に基づき、2013年4月から導入が始まっており、完全移行は2024年9月の予定となっている。

児童税額控除、住宅手当、所得補助、求職者給付、雇用支援給付、就労税額控除の6種類の所得要件のついた給付を統合し、リアルタイムで把握した税引き後の手取り所得と、後述する基準額の差額を給付する。雇用年金省が所管する給付措置である。

ユニバーサル・クレジットの導入目的は、雇用年金省の説明によると、福祉コストのコントロール（定常状態で旧制度よりも36億ポンド削減）、効果的なセーフティネットの供給（最も必要な人に合わせたサービスの提供）、完全雇用の実現（20万人の雇用の創出）、給付に係る詐欺やミス削減（約13億ポンドの詐欺・ミスの削減）、簡素化・自動化による効率性向上（約3億ポンドの管理コストの削減）である。

具体的には、世帯の状況に応じて基準額が決定され、この基準額と税引き後の世帯所得との差額がユニバーサル・クレジットの支給額となる。基準額は、世帯員の人数や年齢が基礎となるが、障害、介護責任、住居費用、児童を理由として加算が行われる。

給付の要件は、①18歳から年金クレジット受給年齢までであること、②保有する資産が16,000ポンド以下であること（所得補助の基準と同額）、③週当たりの収入が一定額以下であること（世帯状況や障害の有無などによって異なる）、④申請者およびその配偶者は求職等にかかる条件（conditionality）を満たさなければ停止されることとなっている。支給額は、就労による一定所得を控除した上で、単一通減基準（single taper）を用いて決定される。

資力要件の具体的内容は、貯蓄、ISAにおける投資額、ビジネスへの投資額、所有し居住し

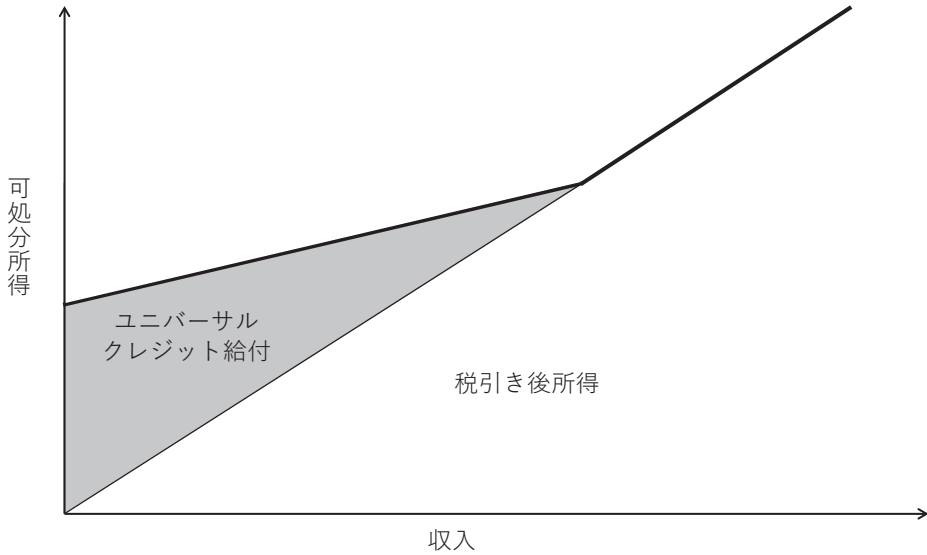
36) Department for Work and Pensions (2013), 同 (2016)

37) <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7a269ae5274a34770e49dd/universal-credit-full-document.pdf>

ていない不動産などの資力が6,000ポンド以上の場合、超過部分250ポンドにつき、4.35ポンド分受給額が逡減し、16,000ポンドを超える場

合は給付資格なしとなっている。この点に関して厳しすぎるので上限を引き上げるべきという意見が多くみられる³⁸⁾。

図1 ユニバーサル・クレジットのイメージ図



(出所) 英財務省資料を基に筆者作成

受給者の所得をリアルタイムで把握するため、2013年4月から、月次で情報が更新される歳入関税庁のReal Time Information (RTI)システムが採用されている。雇用主は歳入関税庁に対するリアルタイムでの情報提供を義務付けられ、給与額、税額、控除額等を給与期間ごとに報告する必要がある。受給者がRTIシステムの雇用者である場合は、収入に関する情報はRTIに基づかなければならないとされている³⁹⁾。受給者のRTIの情報は1日4回自動的に歳入関税庁から雇用年金省に対して転送がなされている。

現在、貧困対策・子育て支援として英国の社会保障制度の根幹をなす制度となり、ジョンソン政権は、このインフラを活用して、困窮者やフリーランスに直接迅速かつプッシュ型でコロナ

対策給付を行ったことから国民の評価も上がっている⁴⁰⁾。受給世帯は2022年で約500万世帯となっている。

この制度の根幹をなすのは、企業が従業員の毎月の給与、源泉徴収税額、社会保険料等を、支払と同時に歳入関税庁に報告するRTIシステムで、先述のように受給者の所得情報は、直ちに歳入関税庁から雇用年金省に情報連携され、月々の給付額に反映される。

自営業者など給与所得者以外のユニバーサル・クレジット受給者は、自ら所得情報の変動を、毎月雇用年金省に報告することで給付に反映される。Minimum Income Floorを下回っても週35時間分の収入があったとみなす下限がある。実際には、個人事業主の収入は不安定でMinimum Income Floorを下回ることもあり受

38) UK A joint report (2022)

39) The Universal Credit Regulations 2013, 規則61条

40) YouGov (2021a), YouGov (2021b)

給額が不十分だという批判がある。

ユニバーサル・クレジットの国民の評価は必ずしも高いものではない。導入目的が、福祉コストのコントロールや給付事務の効率化にあるため、この制度により福祉が充実したという実感が得られないことが背景にあると考えられる。また、システムエラーが頻発し完全移行時期もたびたび延期され、当初の予定から7年も遅い2024年9月が完全移行の予定時期となったことにも批判がある⁴¹⁾。

最大の政策目的の一つである完全雇用の実現に関連しては、雇用年金省が2019年に実施した調査⁴²⁾では、就労インセンティブが働きやすくなったとポジティブな調査結果がなされている。就労時間による全額給付停止が撤廃され、上限に達しない限り実質所得が増加する仕組みになったことから、受給者の44%が常に働いた方が得と認識しており、そうは思わないという21%の倍近くとなっている。他方で受給条件であるclaimant commitmentという職探しや職業訓練受講への強制参加については、合意内容に違反した場合に制裁が課されるなどの厳格な執行状況への批判が多くなされている。

一方で、コロナ給付の迅速化につながったことから最近では評価が上がっており、批判的立場に回ることの多い市民団体や議会も、その理念や目的には共感しており、制度維持を求めている。

IV-4. ドイツ—児童手当と児童控除の選択制⁴³⁾

ドイツでは、1996年税制改革法で、児童手当が社会保障給付から原則として所得税法上の給付に改められた。この結果、児童手当と児童

控除が、所得税法による単一のシステムに統合されることとなった。

児童手当と児童控除は、原則として18歳未満の子を養育する者を対象とし、いずれか有利な方のみが適用される。児童手当は子1人あたり月額184ユーロで、第3子以降は増額される。児童控除は7,008ユーロ（夫婦単位課税を選択した場合）の所得控除である。中低所得者の場合は児童手当が、高所得者の場合は児童控除が有利となる。実際の仕組みとしては、連邦雇用庁の家族金庫が児童手当を毎月支給し、後に州の税務署が児童控除と精算する形をとる。

IV-5. フランス—雇用のための手当⁴⁴⁾

フランスでは、2001年に雇用のための手当(Prime Pour l'Emploi : PPE)が導入された⁴⁵⁾。PPEは雇用の創出・継続の支援を目的とした給付付き税額控除である。低所得者の勤労を促進するために、控除税額には増進・逡減段階が設けられている。

フランスの個人所得税における課税単位は家族(n分n乗)であるが、PPEの給付額は個人の稼得所得を元に算出され、家族で合算される。夫婦子2人のモデル世帯の場合は、最高で1,116ユーロの税額控除が与えられる。

なお、PPEの要件として、家族の所得には制限が設けられている（例えば、夫婦子2人の場合は41,478ユーロ）。また、富裕税の課税対象者も対象外となる。

PPEの執行機関は税務当局である公共財政総局である。PPEは、所得税の確定申告時に税額から控除される。控除しきれない場合や非納税者の場合は、残額が小切手又は口座振込みで給付される（ただし、30ユーロ未満の給

41) UK Parliament (2020)

42) Department for Work and Pensions (2019)

43) https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/senmon/2012/_icsFiles/afieldfile/2012/05/28/sen13kai3.pdf

44) https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/senmon/2012/_icsFiles/afieldfile/2012/05/28/sen13kai3.pdf

45) 2009年6月からは、生活保護受給者が就職後にも引き続き手当の一部を受給できる制度（積極的連帯所得手当(RSA)）が導入された。RSAの申請先は家族手当金庫(CAF)又は農業社会共済(MSA)である。PPEとRSAの両方の受給資格がある者は、どちらか有利な方を受けることができる。

付は行われぬ)。2015年にPPEは廃止され、他の制度に吸収された。

IV-6. わが国における検討の経緯⁴⁶⁾

給付付き税額控除は、社会保障と税を一体的に運営する制度として、わが国でもたびたび議論され、法律にも書き込まれてきた。以下、森信(2022a)の記述に沿って述べてみたい。

麻生内閣時の2007年11月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(19ページ)には、「いわゆる『給付つき税額控除』(税制を活用した給付措置)の議論」という項目を設け、以下の記述がなされた。

「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせられた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。・・・若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。・・・国民の安心を支えるため・・・議論を行っていくことには意義がある」としつつ、課題として「正確な所得の捕捉方法」を上げ、今後「議論が進められていく必要がある」と記している。

さらに、実際の政策現場でも議論が行われた。筆者は、2007年に与謝野馨氏が会長を務める自民党政調会・財政改革研究会で給付付き税額控除の話をするよう依頼を受け出席議員と議論を行った。2008年9月には、リーマンショック後の経済対策で、自民党は定率減税を、公明党は定額減税を主張し議論が続いていたが、自民党税制調査会幹部の柳澤伯夫議員から、減税と給付を組み合わせる制度(給付付き税額控除)が考えられないかと相談を受けた。リーマンショック後の経済対策としては、政府与党内で給付付き税額控除も検討されたが、所得を把握するツールとしての番

号制度が導入されていないので正確な所得把握ができないという理由から、国民全員に配布する定額給付金になった。

一方、その後策定された平成21年度自民党税制改正大綱(2008年12月12日)には、「第二税制抜本改革の全体像」として、「個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面もあわせた総合的取組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する」(9ページ、下線筆者)と記述された。

このような政府税調や党の議論を踏まえて、社会保障・税一体改革のスタートともいうべき2009年の所得税改正法附則第104条3項に、「給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせる行う仕組みその他これに準ずるものをいう)の検討」(下線筆者)が書き込まれた。

その後2009年に自公政権は民主党政権へと交代したが、民主党は選挙マニフェストに「所得控除から給付付き税額控除へ」と書きこんで選挙を戦ったこともあり、2012年6月の三党合意を踏まえた税制抜本改革法第7条に、消費税の逆進性対策の一つとしてとして給付付き税額控除が書きこまれた。この間の与野党のやり取りについては、森信(2022a)に詳しい。

その際の課題も「正確な所得の把握」であった。2016年に、再度の政権交代後の自公政権の下で番号制度(マイナンバー)が導入され、正確な所得把握の条件は整ったものの、今日まで給付付き税額控除の政府部内での本格的な議論はなされていない⁴⁷⁾。

その理由としては、安倍政権が、民主党時代の政策を全否定する対応を行い、霞が関で給付

46) 森信(2022a)第9章

47) 経済財政諮問会議で検討が続けられており、2022年11月2日の会議に提出された「マイナンバーの利活用拡大による国民の利便性向上に向けて参考資料」には、「米国の子育て世代対象給付制度(2021年米国救済計画法)～所得や世帯の状況に応じ給付額が変化～」として米国の給付付き税額控除の例が紹介されている。

付き税額控除をとりあげ議論することが難しくなったという事情があると筆者は考えている。

もう一つの理由は、正確な所得を給付に結び付けるシステム、インフラの欠如である。給付付き税額控除は所得によって税額控除（給付）額が変動するので、正確な所得の把握と給付との情報連携が必要となる。しかし例えば年間の給与支払額が500万円以下の従業員の源泉徴収票は税務署には提出されず市町村に提出されるので、給付付き税額控除が対象とする低所得者層の所得情報は自治体が所有するなど両者の所得情報の連携に問題が指摘されていた。現在これらの問題は、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の創設、活用、eLTAXシステムの整備などによりおおむね解決されつつある。源泉徴収票の提出義務のない年間500万円以下の者について、令和9年から地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータがeLTAXを通じて国税当局に連携されることになる。

Ⅳ－7. 給付付き税額控除の課題

わが国での導入に向けての課題、つまり給付付き税額控除を導入する際の課題を考えてみたい。

第1に、政策目的の明確化である。これまで述べてきたように、わが国の喫緊の課題が、労働市場改革であること、他方でギグワーカーなど所得の不安定な者が増加し、所得の二極化が指摘されていることを踏まえると、勤労インセンティブを与え積極的労働政策を支える制度として導入することが望ましいのではないか。この点については後述する。

第2に、制度の簡素化、不正防止である。給付付き税額控除の課題としては、制度の複雑性から来る誤還付や不正給付が指摘されている。米国はこの制度を納税申告時に適用しており、本人の申告に基づき一定の算式に基づいて還付を行うため不正が多いという特殊事情がある。一方英国や欧州諸国の採用している制度では、

基本的に低所得者の申請に基づき、適格性などを審査したうえで、税金の還付という形ではなく、社会保障給付として行うので、その分不正は少ない。わが国への導入に当たっては、欧州型の制度にすべきである。

第3に、資産要件の加味である。一定以上の資産・資産性所得がある者を適用除外するためには、銀行預金付番の義務付けが必要である。一方それができるまでの間は、英国の資産要件のように、マイナンバーで把握できる配当と株式譲渡益の資産所得を給付要件とすることが望ましい。

第4に執行体制である。先進諸国の例をみると、徴収の一元化を前提に税務官庁が執行する国（米国・韓国など）と、情報連携により社会保障官庁が一元的に取り扱う国（英国・カナダなど）の2つがある。英国キャメロン政権は、これまでの多重な給付付き税額控除を整理統合したユニバーサル控除を雇用年金省に統一して2013年から実施している。わが国では、国が制度・システムを作り、地方自治体が給付の実務を負うという体制が望ましいのではないか。

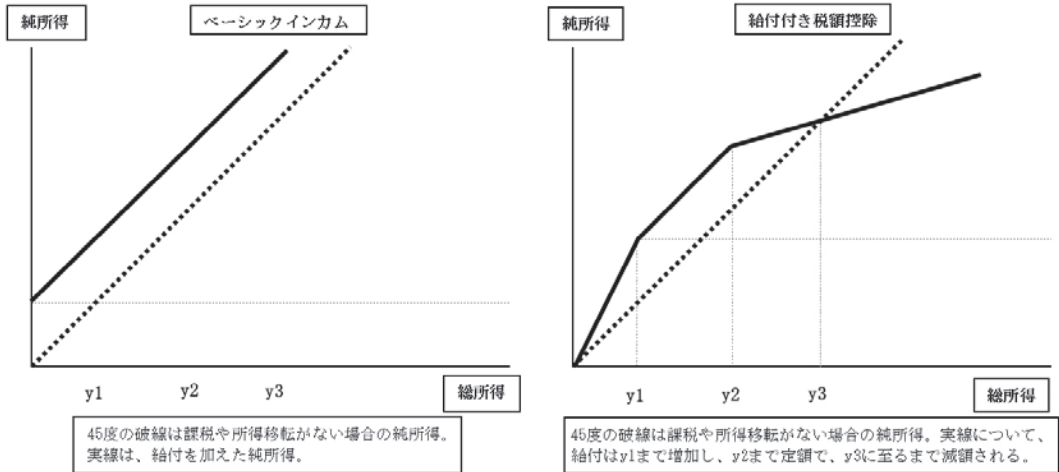
最後に財源である。この問題は、どのような制度設計をするかによって大きく異なってくる。かつて軽減税率導入議論の際、代替案として、低所得者対策として給付付き税額控除を導入する案が国会で議論された⁴⁸⁾。その際、4,600億円の財源で世帯収入300万円未満の世帯全員に3万円、300万～400万円の世帯全員に15万円の給付が可能（年金受給者は除く）という試算が議論された経緯がある。

社会保障の効率化、歳出改革による財源ねん出を基本としながらも、わが国にふさわしいセーフティネットの構築のためには、受益と負担の議論を通じて、消費税などの活用も考慮に入れるべきであろう。

以上、ベーシックインカムと給付付き税額控除について、検討してきた。双方を図で表すと以下のとおりである。

48) 森信 (2022a) p.1122

図2 ベーシックインカムと給付付き税額控除の比較



(出所) フィリップ・ヴァン・パリース, ヤニック・ヴァンデルボルト (2022)

V. わが国へのインプリケーション—デジタル・セーフティネットの構築

V-1. 新たなセーフティネットの必要性と労働市場改革

先進諸国を見ると、AI 発達やパンデミックのもたらす変化は、国と個人の関係にも大きな変化をもたらし、MMT などの財政ポピュリズムと結びついた。国民には、小さな政府を志向する新自由主義的な経済政策への抵抗が生まれ、親切的な「大きな政府」への期待から、新たなセーフティネットの重要性が認識されている。

新たなセーフティネットの必要性については、わが国でも同様の状況にある。では、わが国でセーフティネットを構築する場合、どのような内容のものにするべきだろうか、これまで述べてきたベーシックインカムと給付付き税額控除を念頭に置きながら考えてみたい。

まず、現下のわが国の課題として三位一体

の労働市場改革がうたわれており、それと整合性の取れる制度設計にすることである。

長年にわたるわが国経済停滞の原因については、日本型雇用制度の下で雇用の流動化がすすまないことや、人口減少の中で経営者のリスクをとるアニマルスピリッツの欠如などから、生産性が低迷してきたことが指摘されてきた。

また、少子高齢化の加速で、年金をはじめとする社会保障制度の持続可能性への信頼が揺らぎ、AI やロボットの急速な発達による雇用不安からくる将来不安が消費の低迷につながっている。とりわけ、働き方改革などで増加したフリーランスやプラットフォームで単発の仕事を得るギグワーカーは、正規雇用者に比べてセーフティネットが手薄で、対応が求められている。

一方政府は、リスクリング、職務給の導入、

労働移動の円滑化からなる「三位一体の労働市場改革の指針」を策定⁴⁹⁾し、本格的に動き始めた。賃上げが継続的に続くためには、一人当たりの労働生産性を高める必要があり、そのためには、「雇用の流動化」と「人的資本の向上」をパッケージとした政策を進めて行くことが必要となる。

デジタル技術が普及・発達し産業構造の転換・高度化が生じる中で、知識が古くなった労働者がリスクリング、能力開発を行うことで自らの人的資本を高め、成熟分野から成長分野へと移動していけば、生産性も向上し、それが継続的な賃上げにつながっていくという道筋である。「雇用の流動化」と「人的資本の向上」は、停滞を続けるわが国経済を活性化させる方法としてわが国の主要な政策となっている。

一方で雇用の流動化は進んでこなかった。雇用者は賃上げよりも安定した雇用を望み、労働組合も正規雇用者の雇用継続を優先させ、「雇用の流動化」には大きな抵抗があることが指摘されてきた。

このような中「雇用の流動化」をスムーズに進めていくためには、自らのスキルを向上させるための時間の確保やその間の所得保障を行うことで、安心してリスクリングや能力開発を受けることができる環境整備やセーフティネットが必要となる。

このセーフティネットは、失業者や低所得者を国が丸抱えで支援するものではなく、本人の自己資本向上に向けた努力や勤労インセンティブを支援することにより、将来不安を軽減させ結婚や子育てのハードルを引き下げ、そのことが消費や経済の活性化をもたらすよう工夫する必要がある。モデルとなるのが欧州諸国の導入する積極的労働政策とそれを経済的に支える制度としての給付付き税額控除で、第2のセーフティネットと呼ばれている⁵⁰⁾。

具体的には、離職や休職して収入がない者を

主な対象とし、リスクリングなどを条件に一定額を給付する制度で、雇用保険の対象外のフリーランスやギグワーカーなども取り込み、自らスキルアップをしたいと希望する勤労者・自営業者がその間の所得補償を得ることが可能になる。

わが国では、雇用保険制度の下で運営されている求職者支援制度がこれに該当するが、その対象範囲が狭く使いにくいなどの課題がある。ネット上のプラットフォームを介して広がるギグワーカーの増加、ギグ・エコノミーの拡大が今日的な格差を生み出している。働き方改革で増加するフリーランスも、新たなライフスタイルとして期待される一方、所得が不安定で、労働法制上の労働者に当たらず個人事業者なので、労働者と同じような働き方をしているにもかかわらず、雇用保険や労災などのセーフティネットから抜け落ちるという問題がある。そこで彼らも取り込んだ新たなセーフティネットを構築することが課題となる。

次に、わが国ではマイナンバーによる個々人の所得把握が進み、制度的なインフラ、デジタル基盤の整備が進みつつあるので、デジタル技術を活用することである。とりわけ番号で把握している所得情報をいかに給付に結び付けるかという点が問題になる。

この点、わが国では所得情報と給付を結びつける制度やインフラが整っておらず、コロナ禍の給付金は国民全員に、さらに生活支援は住民税非課税というアナログ的な基準を採用した。厚生労働省の国民生活基礎調査(2021年)によると、住民税非課税世帯のほぼ半数が65歳以上の高齢者世帯で、その多くが年金受給者だ。年金受給者は公的年金等控除があるので所得が圧縮されることが影響している。年金生活者の中には、資産を保有している者もあり、すべて生活困窮者とするのは問題がある。

49) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf

50) 酒井(2020)

また、岸田首相が主導した、所得税・住民税1人当たり4万円の減税と、住民税非課税世帯への10万円（世帯当たり、実施中の3万円を含む）給付については、減税と給付の狭間に落ちる人（例えば住民税は払っているが所得税は少額しか払っていないため減税額が4万円以下になる者）が900万人もいることが判明し⁵¹⁾大きな問題となっている。早急に後述するインフラの整備を行う必要がある。

V-2. マイナンバーを活用したインフラの整備—デジタル・セーフティネット⁵²⁾

わが国の新しいセーフティネットとしては、財源や勤労に与える影響など、現実的な政策となるにはあまりにも課題が多いベーシックインカムではなく、欧米等で現実に導入され、一定の成果を上げている給付付き税額控除のコンセプトをもとに、マイナンバー制度を基本としたデジタル・ガバメントの取り組みなどを取り込みながら、考えていく必要がある。

筆者は、デジタル庁などの有識者会議で、マイナンバーを活用したセーフティネットである「デジタル・セーフティネット」のコンセプトを主張してきた⁵³⁾。「デジタル・ガバメント実行計画」⁵⁴⁾（令和2年12月25日閣議決定）には、今後の課題として、「⑦マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築（民間情報と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討」が明記された。

その後、「利用者目線の行政サービス実現に向けたトータルデザインとマイナンバー法の検討について」⁵⁵⁾（デジタル庁2022年5月13日）には、図3が示され、トータルデザインを通じた「デジタル・セーフティネット」の一層の強化の必要性が説かれている。

51) 鈴木財務大臣記者会見（2023年10月27日）

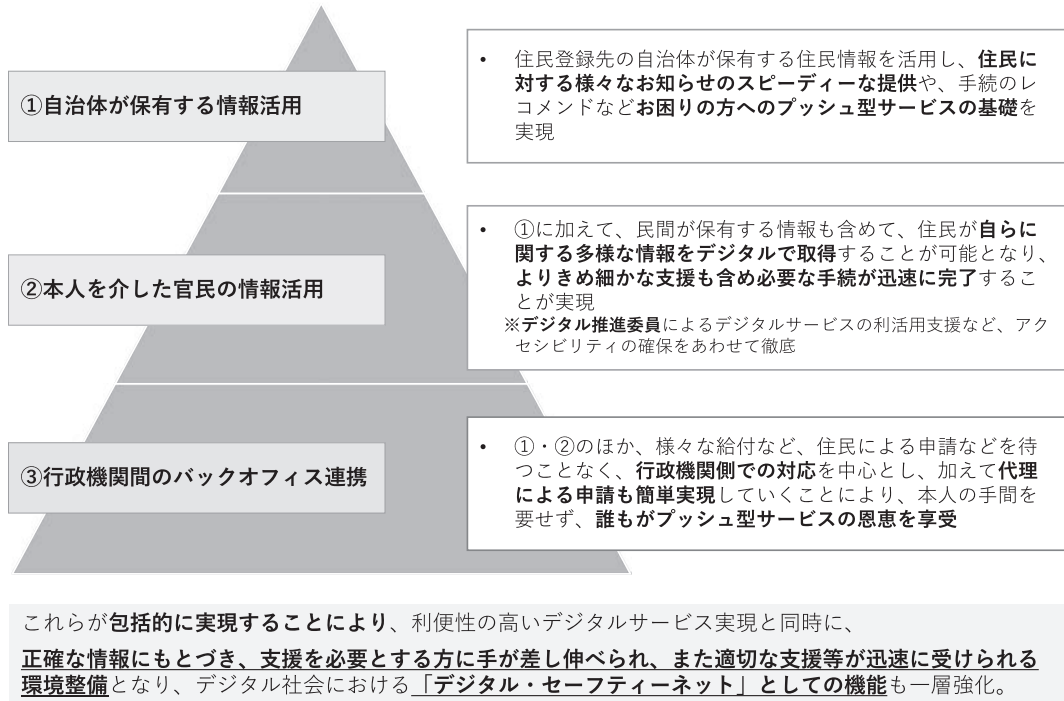
52) 東京財団政策研究所(2023) 森信第1章「マイナンバーを活用したデジタル・セーフティネット」を参考にした。

53) 内閣官房IT総合戦略室（2020）

54) 内閣官房IT総合戦略室（2020）p.6

55) デジタル庁（2022）p.29

図3 トータルデザインを通じた「デジタル・セーフティネット」の一層の強化



(出所) デジタル庁 (2022) 「利用者目線の行政サービス実現に向けたトータルデザインとマイナンバー法の検討について」

このように、デジタル・セーフティネットというコンセプトの重要性は政府部内でも認識されている。

V-3. 英国のユニバーサル・クレジットをモデルにしたセーフティネット

具体的なモデルとしては、ITをフルに活用した英国のユニバーサル・クレジットが参考になる。その理由は以下のとおりである。

第1に、ユニバーサル・クレジットは、RTIシステムの下で個人の所得情報と児童税額控除、住宅手当、所得補助、求職者給付、雇用支援給付、就労税額控除など6種類の社会保障給付を連携させ、世帯ごとの税引き後所得(ネット所得)をベースにタイムリーな給付を行うことができる。このような制度の下では、わが国で生じる「106万円の壁」のような問題

は生じない。

第2に、ユニバーサル・クレジットは、個人のスキル向上をはじめとする積極的労働政策を支える制度として導入されており、給付を受けるための条件設定を勤労者のリスクリングなど人的資本の向上策とセットにすることが可能で、現下のわが国の政策課題に応えることになる。

そのためには、所得情報を給付に結び付けるインフラの整備と、どのようなセーフティネットを構築するかという2つの点が重要で、それぞれ区別して論じていく必要がある⁵⁶⁾。

第1に、所得(収入)情報の迅速な把握が可能な制度の構築である。英国のように、給与所得者について、企業が毎月の給与、源泉徴収税、社会保険料等を、支払と同時に税務当局に報告するRTIシステムの導入である。

56) インフラを整備する官庁と政策を作る官庁が異なるという現実がある。

問題は、働き方改革などで増加したフリーランスやプラットフォームで単発の仕事を得るギグワーカーの所得も迅速に把握できるようにする必要がある。そのためには、フリーランスの場合には、フリーランスに発注・支払いをする発注主（企業）から、ギグワーカーの場合には、仲介プラットフォーム事業者から、税務当局に所得情報を知らせる仕組みを構築する必要がある。支払調書制度の拡充で対応することが望ましい。

第2に、そこで得られた所得情報を、給付官庁に情報連携する仕組みの構築である。

デジタル庁では、2025年度をターゲット⁵⁷⁾に、自治体側の住民データの標準化とガバメントクラウドを活用した情報連携の基盤整備（公共サービスマッシュ⁵⁸⁾）に向けた作業が進んでいる。これが整えば、ガバメントクラウド上で、自治体が保持している個人の所得データを給付等のサービスに連携させることが技術上可能になる。このように、納税者の所得情報の入手と情報連携にむけてのインフラは整いつつある。

この点で残る重要な課題として、守秘義務の問題がある。税務当局が入手した所得情報を給付に連携させる場合に国税の守秘義務をどう取り扱うかという問題であるが、給付を受ける者の同意を前提とすれば問題は少ない。セーフティネットの内容を定める法律で書き込むことが必要だ。

別の方法も考えられる。わが国では、ワンズオンリー原則の下で、企業が各行政機関に提出する各種資料を民間提供のクラウドに保存し、各行政機関にそれへのアクセス権を付与する仕組みについての法整備がなされてきた。2024年1月に始まったNISAでは、国税庁が認定する民間クラウドサービスを活用して、金融機関から提供される情報を国税庁が

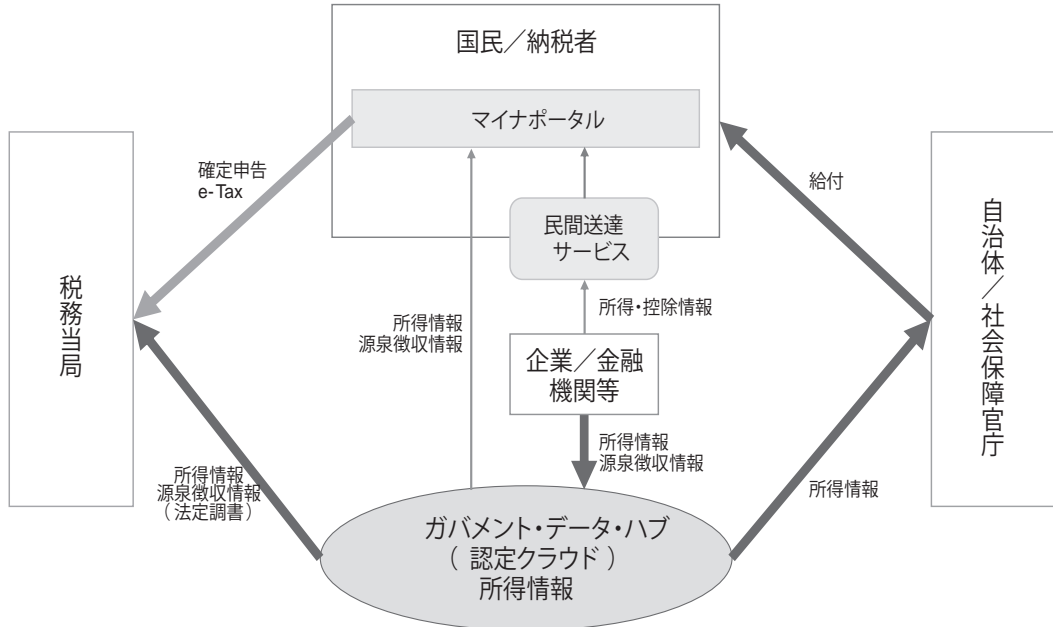
名寄せして非課税保有限度額の管理に活用している。

そこで先述の英国の制度を参考にしつつ、税と社会保障の連携のイメージとして図4を考えてみた。企業は毎月従業員の給与情報・源泉徴収情報などをガバメント・データ・ハブ（仮称）という認定クラウド（政府が認定した民間クラウド）にデータで提出する。税務当局はこの情報を徴税に活用する。社会保障官庁は、データ・ハブに提出された所得情報等のデータを活用し必要な給付を行う。税務当局が收受した情報の二次利用ではなく、生の電子データへのアクセスなので、守秘義務の制約は少ないと考えられる。

57) 目標時期が延期されるという新聞報道がある。

58) デジタル庁（2021）「トータルデザイン実現に向けた公共サービスマッシュ等の検討について」、
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b0f2020b-5c55-477a-8dfb-63916fa9a282/20211022_meeting_my_number_wg_04.pdf

図4 税（所得情報）と社会保障給付の連携（イメージ）



※企業/金融機関等は、法定調書の対象となる情報はガバメント・データ・ハブに記録、それ以外の情報は民間送達サービス経由で提供する（出所）筆者作成

今日必要なことは、マイナンバー制度というデジタルインフラを活用し、安心して人的資本の向上などが図れる「デジタル・セーフティネット」を構築することだ。令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」には、マイナンバーを基本としたデジタル技術

を活用して所得情報を社会保障などの給付に結び付ける「デジタル・セーフティネット」の検討が明記されている（9頁、22頁等）。構築には、霞が関の壁を乗り越える大きなビジョンを描いたうえで、政治の強いリーダーシップが求められる⁵⁹⁾。

参 考 文 献

安倍晋三（2023）『安倍晋三回顧録』，中央公論新社
 井上智洋（2018）『AI時代の新・ベーシックインカム論』，光文社新書
 ガイ・スタンディング（2018）『ベーシック・インカムへの道』池村千秋訳，プレジデント社
 鎌倉治子（2009）「諸外国の課税単位と基礎的

な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—」『レファレンス』，第59巻，第11号，pp.103-130.
 経済財政諮問会議（2022）「マイナンバーの活用拡大による国民の利便性向上に向けて参考資料」（令和4年第13回経済財政諮問会議2022年11月2日），<https://www5.cao.go.jp/>

59) 森信（2023c）

- keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/1102/agenda.html.
- 国税庁(2023)「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023—」, <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/index.htm>.
- 国立国会図書館(2020a)「新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要—」, https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11537739_po_1111.pdf?contentNo=1.
- 国立国会図書館(2020b)「諸外国における家計向け現金給付—コロナショックへの対応—」, https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11562801_po_1121.pdf?contentNo=1.
- 酒井正(2020)『日本のセーフティーネット格差』, 慶應義塾大学出版会
- 鈴木亘(2021)「ベーシック・インカムの実現可能性に関する一考察」『学習院大学 経済論集』, 第57巻, 第4号, pp.313-327.
- ステファニー・ケルトン(2020)『財政赤字の神話』土方奈美訳, 早川書房
- 竹中平蔵(2020a)「アフターコロナの新しい世界を議論する「ポストコロナ構想会議」の設置が急務だ」, 週刊エコノミスト, 6月2日号
- 竹中平蔵(2020b)「ベーシックインカム導入は「ショックドクトリン」でやるべき」, 週刊エコノミスト, 7月21日号
- デジタルエコノミーと税制研究会(2022)「デジタルエコノミーと税制—デジタル・セーフティネットの基盤整備」, <http://www.japantax.jp/teigen/file/20221116.pdf>.
- デジタルエコノミーと税制研究会(2023)「デジタルエコノミーと税制—所得情報と社会保障給付の連携—」, <http://www.japantax.jp/teigen/file/20231116.pdf>.
- デジタル庁(2022)「利用者目線の行政サービス実現に向けたトータルデザインとマイナンバー法の検討について」, https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/67c1bfe0-5b2d-4c28-a7a15d864f72d1f1357a52c0/20220513_meeting_mynumber_outline_01.pdf.
- 東京財団政策研究所(2008)「税と社会保障の一体化研究—給付つき税額控除制度の導入—」, <https://www.tkfd.or.jp/files/files/doc/teigen.pdf>.
- 東京財団政策研究所(2010)「給付つき税額控除具体案の提言～バラマキではない「強い社会保障」実現に向けて」, <https://www.tkfd.or.jp/files/files/doc/2010-07.pdf>.
- 東京財団政策研究所(2012)「社会保障・税一体改革身の丈に合った社会保障の充実を求めて」, <https://www.tkfd.or.jp/files/files/doc/2011-07.pdf>.
- 東京財団政策研究所(2017)「ICTの活用と税・社会保障改革」, <https://www.tkfd.or.jp/files/research/taxreform/TF17-03.pdf>.
- 東京財団政策研究所(2023)「全世代型の社会保障の構築に向けての提案」, https://www.tkfd.or.jp/files/research/2022/政策研究/森信PG政策研究_WEB掲載データ.pdf.
- 内閣官房IT総合戦略室(2020a)「デジタル・ガバメント実行計画」, https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/2020_dg_all.pdf.
- 内閣官房IT総合戦略室(2020b)「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」, https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/2020_dg3.docx.
- 内閣府(2002)「海外諸国における経済活性化税制の事例について」『政策効果分析レポートNo.12』, <https://www5.cao.go.jp/keizai3/2002/0809seisakukoka12.pdf>.
- 原田泰(2015)『ベーシック・インカム』, 中公新書
- フィリップ・ヴァン・パリース, ヤニック・ヴァンデルポルト(2022)『ベーシック・インカム』竹中平蔵監訳, クロスメディア・パブリッシ

- ング
- 森信茂樹 (2008) 『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』, 中央経済社
- 森信茂樹 (2010) 『日本の税制 何が問題か』, 岩波書店
- 森信茂樹 (2019) 『デジタル経済と税』, 日本経済新聞出版社
- 森信茂樹 (2021a) 「デジタルセーフティネット—「迅速」で「公平」な給付のためのインフラとは」, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3686>.
- 森信茂樹 (2021b) 「米国バイデン大統領提案から考えるわが国税制の課題」, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3756>.
- 森信茂樹 (2021c) 「『新しい資本主義』とブレア『第3の道』 求職者支援制度の抜本改革と勤労税額控除の導入で人的資本の向上を」, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3853>.
- 森信茂樹 (2022a) 『日本の消費税社会保障・税一体改革の経緯と重要資料』, 中央経済社
- 森信茂樹 (2022b) 「財政を巡る新しい見解と旧い見解」, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3892>.
- 森信茂樹 (2023a) 「全世代型の社会保障構築に向けての提案」, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4224>.
- 森信茂樹 (2023b) 「給付付き税額控除制度の今日的意義とデジタル・セーフティネット」, 『税研』, 第231号, Vol.39, No.3, pp.46-52.
- 森信茂樹 (2023c) 「マイナンバーによる安全網構築 所得情報, 給付官庁と共有を」, 日本経済新聞 (2023年11月27日)
- 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門』, 光文社新書
- ユヴァル・ノア・ハラリ (2018) 『ホモ・デウス』 柴田裕之訳, 河出書房新社
- James Browne and Herwig Immervoll (2018) “Mechanics of Replacing Benefit Systems with a Basic Income,” OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 201.
- Michael Cholbi and Michael Weber (2021) “*The Future of Work, Technology, and Basic Income*,” Routledge.
- Department for Work and Pensions (2013) “Universal Credit Pathfinder Evaluation: Interim Results from the Universal Credit claimant survey, wave 1,” November 2013.
- Department for Work and Pensions (2016) “Universal Credit Evaluation Framework,” July 2016.
- Department for Work and Pensions (2019) “Universal Credit Full Service Omnibus Survey .”
- Joao Guerreiro, Sergio Robelo, Pedro Teles (2017) “Should Robots Be Taxed?” NBER Working Paper, No. 23806.
- Martin Josh (2016) “Universal Credit to Basic Income: A Politically Feasible Transition?” *Basic Income Studies*, Vol. 11, Issue 2, pp. 97-131.
- Jane Millar and Fran Bennett (2016) “Universal Credit: Assumptions, Contradictions and Virtual Reality,” *Social Policy and Society*, 16(2), pp. 169-182.
- Jon Pareliussen (2013) “Work Incentives and Universal Credit,” OECD Economics Department Working Papers, No. 1033.
- Graham Perkins, Sarah Gilmore, David S. A. Guttormsen and Stephen Taylor (2021) “Analysing the Impacts of Universal Basic Income in the Changing World of Work: Challenges to the Psychological Contract and a Future Research Agenda,” *Human Resource Management Journal*, 32(1), pp. 1-18.
- UK Social Security Advisory Committee (2022) “Jobs and Benefits: the COVID-19 Challenge.”
- UK Parliament (2020) “Universal Credit Isn’t Working: Proposals for Reform ,” HOUSE

OF LORDS Economic Affairs Committee
2nd Report of Session 2019–21, HL Paper
105.

Jouko Verho, Kari Hämäläinen and Ohto
Kanninen (2022) "Removing Welfare
Traps: Employment Responses in the
Finnish Basic Income Experiment,"

*American Economic Journal: Economic
policy*, Vol. 14, No. 1, pp. 501-522.

YouGov (2021a) "Britons Are Split on
Whether the Government Should End
Universal Credit Top Up."

YouGov (2021b) "Britons Want to Keep £20
Universal Credit Uplift, at Least for Now."